

**森林の土地の所有者届出制度が
4月からスタートします**

昨年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出されている方は対象外です。

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※なお、上記の内容は、昨年12月段階の検討内容です。

黒潮町役場 佐賀支所

海洋森林課 林業振興係

☎ 55-3115 (直通)

高知県 林業振興・環境部

森づくり推進課

☎ 088-821-4571

**ご存知ですか？ 黒潮町地域
維持活性化交付金の算定方法**

黒潮町では、当該年度予算の範囲内で、各地区へ黒潮町地域維持活性化交付金を交付しており、地域の維持活性化や行事などに活用されています。

交付金は、次の算定基準（8項目）を合算し算出されます。

※人口および健康保険加入者数は、当該年度4月1日現在の住民基本台帳に基づきます。

【算定基準】

①基礎額 3万円（1部落）

②面積割額

当該地区面積1000㎡につき1円を交付。（国有林は除く）

③人口割額

当該地区人口1人につき50円を交付。

④へき地割額

当該地区集会所から町内最寄り庁舎までの距離が2km以上の地区に対し、1kmにつき600円を交付。（100m未満切り捨て）

⑤防犯灯維持費

防犯灯本数×1000円

⑥高齢化率

調整率、当該地区の高齢化率に
応じて、《別表第1》のとおり。

⑦健康診断受診率

（国民健康保険加入者×400円）
+（国民健康保険加入者×400円）×調整率

調整率は、当該地区の国民健康

保険加入者のうち健康診断受診者の占める率に応じて、《別表第2》のとおり。

⑧口座引き落とし件数

当該地区内の方（当該年度3月31日現在の課税台帳に基づく）の軽自動車税・固定資産税・町民税および国民健康保険税それぞれの口座引き落とし済み1件（前納の

場合は納期の回数）につき100円を交付。

《別表第1》

高齢化率	調整率
50%以上	1
45%以上50%未満	0.9
40%以上45%未満	0.8
35%以上40%未満	0.7
33%以上35%未満	0.6
33%未満	0

《別表第2》

受診率	調整率
65%以上	1
55%以上65%未満	0.8
45%以上55%未満	0.6
35%以上45%未満	0.5
35%未満	0

国民健康保険加入者の健康診断受診率や、町税の口座引き落としの件数も、交付額に反映されます！

問 本庁総務課 総務係

☎ 43-2111 (直通)